

平成 29 年 8 月 1 日

紹介手数料払戻について

株式会社 F I コンサルティング

当社より求人者に紹介し採用された求職者が、短期間退職した場合、退職に至った事由により頂戴した紹介手数料を以下の通り払戻す制度があります。払い戻し条件等の詳細については、詳しくは事業所担当までお問い合わせ願います。

払戻条件： 入社後、専ら本人に帰する事由により短期間で退職した場合

払戻金額： 1 ヶ月未満で終了：紹介料の 90%を払戻

2 ヶ月未満で終了：紹介料の 50%を払戻

3 ヶ月未満で終了：紹介料の 30%を払戻